

2024年7月30日

「酷暑乗り切り緊急支援事業」に関する電気料金の措置について

当社は、国の「酷暑乗り切り緊急支援事業」（以下、「本事業」といいます。）に参加申請し、採択されております。

2024年8月ご使用(9月検針)分～2024年10月使用(11月検針)分の電気料金において、国が定める値引き単価により、電気のご使用量に応じた値引きを実施いたします。

なお、本事業に関しまして、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

1. 本事業の概要

2024年6月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策（激変緩和措置）について、8月9月10月分の3ヶ月について、電気ガス料金の補助が行われる事が決定しました。

具体的には、料金単価から一定の額を値引きすることで、お客様による手続きなく、直接的に料金負担を軽減しています。

2. 適用対象

当社と低圧・高圧の電気需給契約があるお客さま

3. 期間

2024年8月～2024年10月ご使用分（2024年9月～2024年11月分として請求）

4. 内容

区分	電気料金（税込）	
	低圧	高圧
値引き単価	4.0 円/kWh	2.0 円/kWh

※2024年10月ご使用分（2024年11月分として請求）の電気料金への補助額は縮小されます。

低圧（2.5 円/kWh）、高圧（1.3 円/kWh）

5. 値引き額の反映方法

各月のご使用量より値引き額（ご使用量 × 値引き単価）を反映します。

※「政府の支援割引」として値引き額を掲載しております

本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上